

# 特定行政庁より報告を受けた建築物における事故の概要

(平成22年12月1日～)

※前回部会において調査終了とされたものを除く

発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	被害の程度	調査の状況・事故原因	再発防止策
H23/05/10	神奈川県内	研究所・工場	60mクレーン車で作業を始めるため、アームを起こす作業中にワイヤーがドラムから外れ破断しブームが倒壊した。	重傷1名 軽傷1名	<p>○特定行政庁において調査を実施</p> <p>○事業者によると次のとおりのことだった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倒壊したクレーンについて、特定自主点検、月例点検、始業前点検を実施。</li> <li>・過荷重はなかった。</li> <li>・設置地盤の盤改良を行い、水平性を確認した上で敷鉄板で強固な設置地盤を確保していた。</li> </ul> <p>○起伏ワイヤーの緩みを防止するための運転操作が適切に行われなかったことが原因と推定される。</p>	事業者が全支店に対して注意喚起文書を発出
H23/05/30	大阪府内		鉄製の門扉(レールによる移動式)が強風で道路側に倒れ、門扉上部に取り付けていた忍び返が通行中の女性の首、唇に刺さった。門扉の大きさ～幅約4.1m、高さ1.6m	重傷	<p>○特定行政庁において調査を実施</p> <p>○転倒防止の振れ止め金物に取り付けられていないなか、突風により転倒したものと考えられる。</p>	<p>○特定行政庁より、転倒防止策を講じること、改善計画立案を指示。</p> <p>○転倒防止付きの蛇腹式門扉への取り替え工事完了。</p>
【以下は前回部会以降追加分】						
H23/08/23	大阪府内	駅舎	コンコースの天井ボード(下地石膏ボード6mmと化粧ボード12mmの合計18mm)が2回に渡り約5m落下。	なし	<p>○特定行政庁において調査を実施</p> <p>○天井内でボード面に荷重がかけられ、経年の振動等により、下地ボードの一部の釘穴が構造的に効かない状態になり、ボードの自重に耐え切れなくなり落下したものと考えられる。</p>	<p>○当該駅コンコースの天井全てにおいてビスの増し打ちを実施</p> <p>○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。</p>
H23/08/31	熊本県内	自動車車庫	駐車場の4階において、軽自動車操作ミスにより外壁を突き破った状態でブレースの隙間に衝突して停止。壊れた外壁の破片が9m下の道路に落下。停車中のワゴン車を直撃(外壁に衝突した軽自動車の運転手は軽度の打撲)。	なし	<p>○特定行政庁において調査を実施</p> <p>○昭和55年竣工のため、昭和61年の「立体駐車場における自動車転落事故を防止するための装置等に関する設計指針」に示す衝突による衝撃力を処理することのできる装置は設置されていない。</p>	<p>○原形復旧工事を完了。</p> <p>○特定行政庁にて「設計指針」について所管課に周知。</p>

発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	被害の程度	調査の状況・事故原因	再発防止策
H23/08/31	大阪府内	共同住宅	共同住宅の16階住戸部分より、ベランダに設置されたガラス手すりが3枚に渡り脱落し、うち1枚の破片が地上に落下。	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定行政庁において調査を実施</li> <li>○ガラス板を支えているアルミ製L型ブラケットについて、設計は型材であったが、施工は曲げ材となっており、角部の強度や靱性の低下が考慮されていなかったことが原因と考えられる。</li> </ul>	当該共同住宅全てについて、改良されたステンレス製ブラケットへの交換を順次実施。
H23/09/07	兵庫県内	店舗(空家)	ビル4階の外壁タイルが一部落下し、前面道路に飛散。	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定行政庁において調査を実施</li> <li>○外壁タイル箇所の経年劣化(築約43年程度)が主な原因と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当面の措置として道路上にフェンスを設置</li> <li>○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。</li> </ul>
H23/10/04	沖縄県内	小学校	ピロティー底部分の外壁モルタルが剥離し落下。落下の衝撃で割れ飛散した破片により、男子児童1名が負傷。	軽度の打撲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定行政庁において調査を実施</li> <li>○施設の老朽化(築約35年程度)に伴うコンクリートの浮き、鉄筋のかぶり厚不足による鉄筋腐食膨張等によるひび等から、躯体と仕上げモルタルの間に雨水が浸入し、剥離を引き起こしたものと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和63年前後に建築した当該小学校と同一市内の全学校を対象に同市教育委員会において、打診・目視等による調査を実施。</li> <li>○上記調査結果より、クラックの補修及びモルタル剥離箇所の撤去完了。</li> </ul>
H23/10/09	兵庫県内	店舗・住宅(空家)	ビル3階の外壁タイル及び下地モルタルが一部落下。事前に道路管理者が当該建築物前面道路部分に、バリケード及び頭上注意の標識を設置しており、人的被害はなし。	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定行政庁において調査を実施</li> <li>○外壁タイル及び下地モルタル箇所の経年劣化(築約34年程度)が主な原因と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事前にバリケードを設置</li> <li>○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。</li> </ul>

発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	被害の程度	調査の状況・事故原因	再発防止策
H23/10/11	埼玉県内	共同住宅	非居住者である中学生がオートロックをかいくぐり、手すり(高さが1.1m以上)を乗り越え、屋根をつたい屋上へ侵入。遊んだ後、屋上から戻る際、傾斜屋根にて足を滑らし1階屋根へ転落。	死亡	○特定行政庁において調査を実施 ○外部手すり(高さが1.1m以上)を乗り越え、当該屋根へ移動したことが原因と考えられる。	
H23/10/20	東京都内	共同住宅	足場の解体に伴う10階からの足場材の荷下ろし作業において、ブレース約18本を布袋に入れて下ろす際、吊荷が足場途中のパイプに接触。バランスを崩し落下。地面で跳ねた一本が通行中の男性の頭部に当たる。	頭部裂傷	○特定行政庁において調査を実施 ○外壁足場全体をメッシュシートで覆っていたが、足場解体の荷下ろし作業がメッシュシートの外側で行われていたことが主な原因と考えられる。	○国土交通省から特定行政庁に、工事現場の危害防止の徹底について、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ周知するように依頼。
H23/10/23	埼玉県内	店舗・倉庫・住宅	4階外壁タイルの一部が落下し、通行中の女性の頭部に当たる。	頭部負傷(軽傷)	○特定行政庁において調査を実施 ○該当部位の経年劣化(築約45年程度)が考えられるが、原因の特定には至らなかった。	○特定行政庁から補修工事の実施を指導 ○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。
H23/11/03	秋田県内	劇場	客席後部において、蛍光灯照明設備の蓋であるセメント版が破損・落下。直下の客席に座っていた女性にあたる。	左鎖骨骨折、右腕打撲(重傷)	○特定行政庁において調査を実施 ○経年変化(揺れ、ねじれ、振動等による疲労が亀裂を発生等、築約31年程度)によると考えられる。	○破損箇所周辺の仕上げ材を撤去の上、石膏ボードへ貼り替え。 ○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。

発生日月	発生場所	建築物用途	状況	被害の程度	調査の状況・事故原因	再発防止策
H23/11/16	福岡県内	店舗併用共同宿舎	飲食店の外壁面に横付けされている看板において、外枠の底板及びアクリル製のテナント名の入った板等が落下し、通行中の男性にあたる。	軽傷	○特定行政庁において調査を実施 ○看板の底板を固定するステンレス製のビス及びビス穴の腐食・劣化による落下と考えられる。	○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。
H23/11/18	福岡県内	共同住宅	前日に敷き込んだ鉄板上にて、杭打ち掘削機(アースオーガー)の移動を行っていたところ、右前方キャタピラが鉄板ごと下がりだし、前方へ転倒。オペレーター(作業員)1名が機械から飛び降りた際に負傷。	右足の踵を骨折	○特定行政庁において調査を実施 ○前日の夜間からの雨により、地盤が緩んでいたことが考えられる。 ○既存構造物の解体後、埋め戻し整地を実施していたが、雨の影響で強度が不足していたことが考えられる。	○国土交通省から特定行政庁に、工事現場の危害防止の徹底について、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ周知するように依頼。
H23/11/22	北海道内	百貨店、マーケット等	立体駐車場の3階から、乗用車が柵を突き破り落下。運転していた女性が頭を強く打ち死亡。	死亡	○特定行政庁において調査を実施 ○転落防止柵の支柱が、設計では150角(9mm厚)であったが、実際の施工は100角(6mm厚)で行われ、設計指針の耐力を有していなかった。	○当面の安全対策として、通路の正面となる部分に土嚢を設置。駐車スペースの一部閉鎖。 ○指針未滿の施設について改善工事を実施予定。
H23/11/23	大阪府内	百貨店、ホテル等	建設中のビルの19階部分から、飛散防止用の垂直ネットを固定するための単管及び固定用ジョイントピンが約30m離れた1階の広場に落下。広場閉鎖中で人的被害なし。	なし	○特定行政庁において調査を実施 ○垂直ネットを支持している単管の固定不足に起因した強風による飛散と考えられる。	○国土交通省から特定行政庁に、工事現場の危害防止の徹底について、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ周知するように依頼。

発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	被害の程度	調査の状況・事故原因	再発防止策
H23/12/03	大阪府内	事務所	3階建て事務所ビルの解体工事中、はね出し構造部分が外部側へ倒壊。養生足場、万能鋼板をくの字に折り、北側道路に倒れ込む。通行人の女性が転倒。	軽傷	○特定行政庁において調査を実施 ○上階解体時の下階への影響、鉄筋切断時の建物本体への振動による負荷、解体建物の構造耐力を過剰評価し解体作業を実施、以上3項目の複合的要因が事故原因として考えられる。	○国土交通省から特定行政庁に、工事現場の危害防止の徹底について、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ周知するように依頼。
H24/01/12	東京都内		7階建てビルの屋上パラペット部分を解体中に、コンクリート塊が落下。養生シートを貫通し、隣接ビルとの間の通路へ落下。清掃担当の女性にあたる。	重傷	○特定行政庁において調査を実施 ○落下した無筋のパラペット部分を解体するにあたり、亀裂の発生を予見し、ワイヤーによる固定等を行わずに解体作業を行ったこと、また下部に清掃員が立ち入る場所があることを認識していなかったことが原因と考えられる。	○国土交通省から特定行政庁に、工事現場の危害防止の徹底について、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ周知するように依頼。
H24/01/20	岐阜県内	倉庫	倉庫入口部分の電動式の管理用シャッター（横約5.4m、縦約2.4m）において、倉庫内部に頭を向け挟まれた状態の被害者（従業員）が発見された。	死亡	○特定行政庁において調査を実施 ○外壁部分にワンプッシュタイプ（スイッチを一度押すことで押し続けなくとも開閉されるタイプ）の開閉スイッチが設置されている。 ○障害物にあたった場合に停止する安全装置はついていなかった。 ○事故当時の状況については不明。 ○シャッターに異常はなかった。	
H24/02/08	大阪府内	小学校	外壁改修用に組んだ足場の解体作業中に、足場材が落下。校舎2階の窓ガラスが割れてその破片にて生徒が負傷。	軽傷	○特定行政庁において調査を実施 ○安全手すり仮設材が足場に結束していない不安定な状態で立て掛けてあり、振動や足場全体のぐらつきなどにより落下したとして考えられる。	○国土交通省から特定行政庁に、工事現場の危害防止の徹底について、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ周知するように依頼。
H24/02/20	大阪府内	有料老人ホーム・デイサービスセンター	ラフタークレーンにて荷上げ作業中に、ラフタークレーンが転倒し、建築中の建物並びに隣地の塀に直撃し破損させる。	なし	○特定行政庁において調査を実施 ○玉掛け合図者とオペレーターの計画荷重超過による作業の実施と、アウトリガー設置状況の確認不足（タイヤが一部接地していた）が原因と考えられる。	○国土交通省から特定行政庁に、工事現場の危害防止の徹底について、建築基準法第15条第1項の規定による届出の機会等をとらえ周知するように依頼。

発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	被害の程度	調査の状況・事故原因	再発防止策
H24/03/07	愛知県内	共同住宅	9階の外壁タイル(圧着貼り)の一部がはがれて車道に落下。破片が信号待ちの乗用車2台にぶつかった。	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定行政庁において調査を実施</li> <li>○築10年の建築物。原因は特定できないが、コンクリート面とモルタルとの間で乖離が発生していたことによる落下と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所有者が落下のおそれがあるタイルの除去及び外壁面へのネット張りを実施。</li> <li>○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。</li> </ul>
H24/03/14	神奈川県内	スポーツ施設	プールにおいて、以前から水が垂れてきていた天井部分の仕上げボードが、小学生のレッスン時に落下。飛散した破片等により、小学生2名を含む3名が負傷。	軽傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定行政庁において調査を実施</li> <li>○湿気・結露が多い箇所には不適切とメーカーがしている防水石膏ボードを天井下地を使用。</li> <li>○ボードがプールからの湿気を吸収した結果、重量の増加及び強度低下のため、ビス部分より抜け落ちたと考えられる(天井改修後5年程度)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者が天井材を全面的に交換。</li> <li>○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。</li> </ul>
H24/03/19	埼玉県内	学習塾・共同住宅	東日本大震災により部分的に破損した外壁タイルを補修するために設置した足場が倒壊。歩道を通行中の保育園児2名が下敷きとなる。	死亡(1名) 重傷(1名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定行政庁において調査を実施</li> <li>○足場を建物に固定していなかったため、強風にあおられ倒壊したものと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉労働局が建設業労働災害防止協会等の関係団体に対して、修繕工事等で使用されている足場について、緊急点検の実施を要請し、実施。</li> </ul>
H24/03/22	愛知県内	店舗付共同住宅	店舗入口部分のスチール製の重量シャッター(横約5.6m、縦約2.5m)において、首のあたりを挟まれ倒れている被害者(従業員)を通行人が発見。病院に搬送されるが死亡。	死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定行政庁において調査を実施</li> <li>○電動シャッターのボタンを建物内部で押し、閉まる途中のシャッターをくぐって外部へ出ようとした際に挟まれたと考えられる。</li> <li>○障害物にあたった場合に停止する安全装置はついていなかった。</li> <li>○シャッターには異常はなかった。</li> </ul>	
H24/04/04	東京都内	共同住宅・飲食店舗	2階上部外壁に設置していた飲食店舗の看板に続く装飾材が落下し、通行人2名が負傷。	軽傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定行政庁において調査を実施</li> <li>○落下した装飾部材を固定するための下地材(木板仕上材)や取り付けビスの緩みが原因と考えられる。</li> <li>○事故前日は強風であったが、どの程度影響したかは不明。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。</li> </ul>

発生年月日	発生場所	建築物用途	状 況	被害の程度	調査の状況・事故原因	再発防止策
H24/04/28	長崎県内	共同住宅	共同住宅2階の屋外廊下が、1階通路部分に落下。	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定行政庁において調査を実施</li> <li>○事故物件については、設計者が屋外廊下の構造耐力の安全性を確認しておらず、接合部の強度不足が原因であると特定(築2年程度)</li> <li>○事故物件を設計した建築士事務所が関与した類似物件について応急措置を実施し、安全性について検証中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事故物件については、是正工事中</li> <li>○類似物件についても、安全性の検証を行った上で、早期是正を進める予定</li> <li>○特定行政庁から建築士会等を通じて、県内の建築士に対して、同様の屋外廊下の設計に際して構造耐力確認の徹底を周知した。</li> </ul>
H24/06/15	兵庫県内	倉庫・店舗	倉庫入口の電動重量シャッター(横約8.7m、縦約5.1m)の閉鎖時に物品の納入に来た被害者が体を挟まれ窒息死。	死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定行政庁において調査を実施</li> <li>○シャッターの操作ボタンは建物内部にあり、これとは別に物品の納入事業者は貸与されたリモコンで閉鎖。</li> <li>○納入事業者は、一人でリモコンを利用してシャッターを開けたが、その後、リモコンの置き忘れに気づき、閉鎖稼働中のシャッターに飛び込んだため挟まれたと考えられる(防犯カメラの映像より)。</li> </ul>	
H24/07/06	大阪府内	水泳場(温水プール) スポーツ練習場	屋内プール天井のボードの一部(耐湿岩面吸音板 約20cm×約20cm×厚12mm)が約7.8m落下し、水中歩行中の男性の左肩にあたり打撲。	軽傷	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定行政庁において調査を実施</li> <li>○プール天井に設けられたトップライト周囲からの雨漏りに起因する天井仕上げ材の湿潤劣化によると考えられる(築約12年程度)。</li> </ul>	調査中  ○国土交通省から特定行政庁に建築物防災週間の重点事項として適正な維持保全を所有者等に周知するように依頼。
H24/07/26	北海道内	共同住宅	1階廊下のコンクリート床の一部(幅1.23m、長さ4.5m)が抜け落ち、廊下を歩いていた男性二人が約2m下の地下車庫部分に転落。	腰椎圧迫骨折1名 軽傷1名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定行政庁において調査を実施</li> <li>○デッキプレートの上にコンクリートを敷設した板をアングル材で固定したものであった。</li> <li>○経年劣化(築約28年程度)によるアングル及びデッキプレートの腐食によると考えられる。</li> </ul>	調査中